

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）

改正案	現行
<p>（金庫の子会社の範囲等）</p> <p>第四十五条 法第五十八条の三第一項第一号及び第八項に規定する労働金庫その他これに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの並びに法第五十八条の五第一項第六号及び第六項に規定する労働金庫連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 当該金庫の金庫集団（当該金庫及びその子会社の集団（労働金庫連合会にあつては、当該労働金庫連合会の特定子銀行（当該労働金庫連合会の子会社のうち、法第五十八条の五第一項第一号及び第一号の二に掲げる会社をいう。次項において同じ。）及び当該労働金庫連合会の特定子銀行以外の子会社の集団を含む。）をいう。次項において同じ。）</p> <p>二 （略）</p> <p>2 前項第二号に規定する「労働金庫等」、「労働金庫等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 銀行等持株会社集団 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）<u>第十七条の二第四項第三号</u>に規定する銀行持株会社集団又は同条第五項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団</p>	<p>（金庫の子会社の範囲等）</p> <p>第四十五条 法第五十八条の三第一項第一号及び第八項に規定する労働金庫その他これに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの並びに法第五十八条の五第一項第六号及び第六項に規定する労働金庫連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 当該金庫の金庫集団（当該金庫及びその子会社の集団（労働金庫連合会にあつては、当該労働金庫連合会の特定子銀行（当該労働金庫連合会の子会社のうち、法第五十八条の五第一項第一号に掲げる会社をいう。次項において同じ。）及び当該労働金庫連合会の特定子銀行以外の子会社の集団を含む。）をいう。次項において同じ。）</p> <p>二 （略）</p> <p>2 前項第二号に規定する「労働金庫等」、「労働金庫等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 銀行等持株会社集団 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）<u>第十七条の二第三項第三号</u>に規定する銀行持株会社集団又は同条第四項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団</p>

3・4 (略)

5 法第五十八條の三第一項第一号口又は第五十八條の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一〇一の三 (略)

一〇四 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。）が営む資金移動業の代理又は媒介

一〇五 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十号）第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

一〇六〇八 (略)

九 資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの手段を販売する業務

十〇三十九 (略)

3・4 (略)

5 法第五十八條の三第一項第一号口又は第五十八條の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一〇一の三 (略)

一〇四 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十号）第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

一〇五 削除

一〇六〇八 (略)

九 前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）第二条第四項に規定する自家発行型前払式証券を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者発行型前払式証券を発行する業務又はこれらの証券を販売する業務

十〇三十九 (略)

659 (略)

10 法第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。
ただし、当該持株会社が第四項各号に規定する業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準により主として当該金庫、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第五十八条の三第一項第一号及び第二号又は第五十八条の五第一項第六号及び第七号に規定する会社を子会社とする持株会社（当該金庫が労働金庫である場合にあつては法第五十八条の三第一項第三号に規定する持株会社、当該金庫が連合会である場合にあつては法第五十八条の五第一項第八号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四項各号（労働金庫にあつては、第二十三号を除く。）及び第五項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十八条の五第一項第一号、第四号及び第四号の二に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）

二・三 (略)

四 信託専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四項

659 (略)

10 法第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第四項各号に規定する業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準により主として当該金庫、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第五十八条の三第一項第一号及び第二号又は第五十八条の五第一項第六号及び第七号に規定する会社を子会社とする持株会社（当該金庫が労働金庫である場合にあつては法第五十八条の三第一項第三号に規定する持株会社、当該金庫が連合会である場合にあつては法第五十八条の五第一項第八号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四項各号（労働金庫にあつては、第二十三号を除く。）及び第五項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十八条の五第一項第一号及び第四号に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）

二・三 (略)

四 信託専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四項

各号及び第五項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十八条の五第一項第一号、第二号から第四号の二までに規定する会社を有しない場合に限る。）

五〇七（略）

（専門子会社の業務）

第五十一条 法第五十八条の五第一項第一号の二に規定する内閣府令

・厚生労働省令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 第四十五条第四項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準により主として労働金庫連合会、その子会社又は第四十五条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二 第四十五条第五項各号に掲げる業務。ただし、同項第十九号から第二十三号までに掲げる業務については法第五十八条の五第二項第六号に規定する証券子会社等を有する場合に限り、第四十五条第五項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については法第五十八条の五第二項第七号に規定する保険子会社等（次項第三号において同じ。）を有する場合に限り、第四十五条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

2| 法第五十八条の五第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省

各号及び第五項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十八条の五第一項第一号から第四号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

五〇七（略）

（証券専門会社等の業務）

第五十一条（新設）

1| 法第五十八条の五第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省

令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第四十二条第六項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第四十二条第六項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 第四十五条第五項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、保険子会社等を有する場合に限り、第四十五条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

3|
(略)

令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第四十二条第六項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第四十二条第六項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 第四十五条第五項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十八条の五第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第四十五条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については法第五十八条の五第二項第八号に規定する信託子会社等を有する場合に限る。

2|
(略)